

令和3年1月15日

教職員各位

理事長 池 北 雅 彦

### 県をまたぐ移動の自粛について

このたび、東京、神奈川、千葉、埼玉の1都3県に緊急事態宣言が出され、1月13日に、栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の7府県が対象区域に追加されました。

これを受け、本学では下記のとおり措置を講ずることといたしますので、教職員の皆様におかれましては、不要不急の外出や県外への移動を控え、手洗い、密閉・密集・密接の3つの密を避ける、人と人との距離をとるなどの感染予防対策の徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 県をまたぐ移動の自粛

- 県外を訪問する出張の命令を控えることとします。
- 県外から本学への学外者の来訪については控えていただき、メールやZOOMなどで代替してください。
- 緊急事態宣言の対象区域から通勤により移動する場合は、3密を避けるなど、感染防止対策を特に徹底してください。

#### 2 措置の期間

令和3年1月15日（金）から2月7日（日）まで

なお、2月8日（月）以降の措置については、政府、山口県及び山陽小野田市等の対応を踏まえ追って発表いたします。

以上